

「中間とりまとめ」の取組状況

令和 6 年 8 月
農産局
農林水産省

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - （１）農業機械の安全性能の強化
 - （２）安全性検査制度の見直し
 - （３）法令で定められた対応の徹底
 - （４）法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - （１）農地、農道の安全対策
 - （２）農業施設等における安全対策

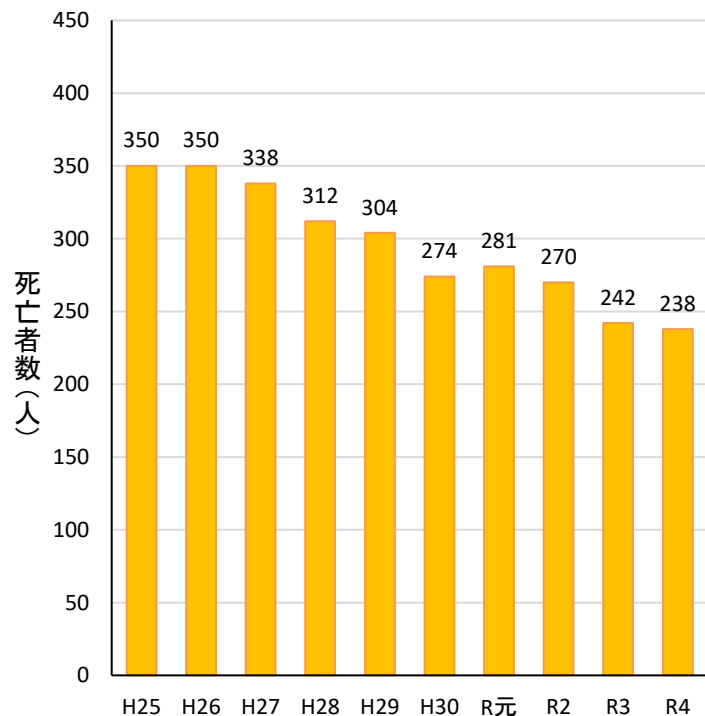
III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - （１）事故事例に関する研修の充実・強化
 - （２）クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - （１）農作業安全推進協議会等の設置推進
 - （２）農業者の積極的な取組紹介の強化

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果①（概要）

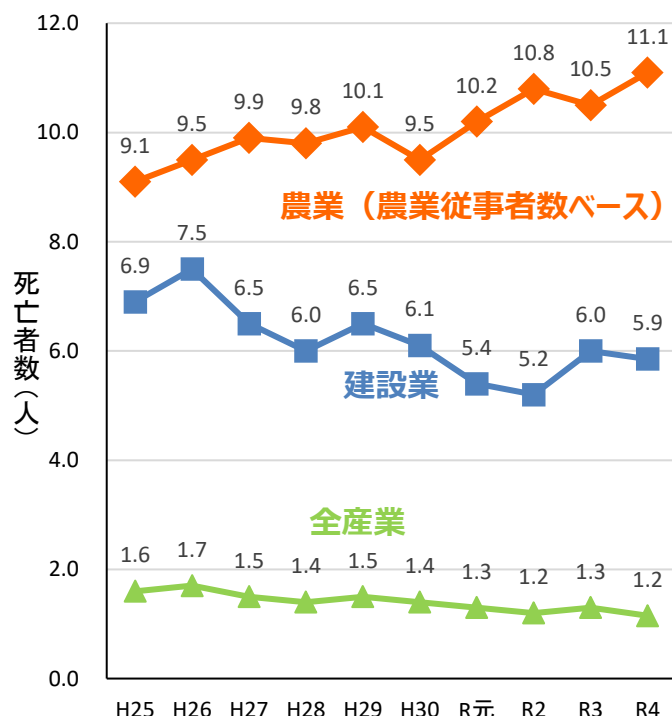
- 令和4年の農作業事故死亡者数は238人であり、前年（令和3年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.1人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が86%と極めて高い水準で推移。

農作業事故死亡者数の推移



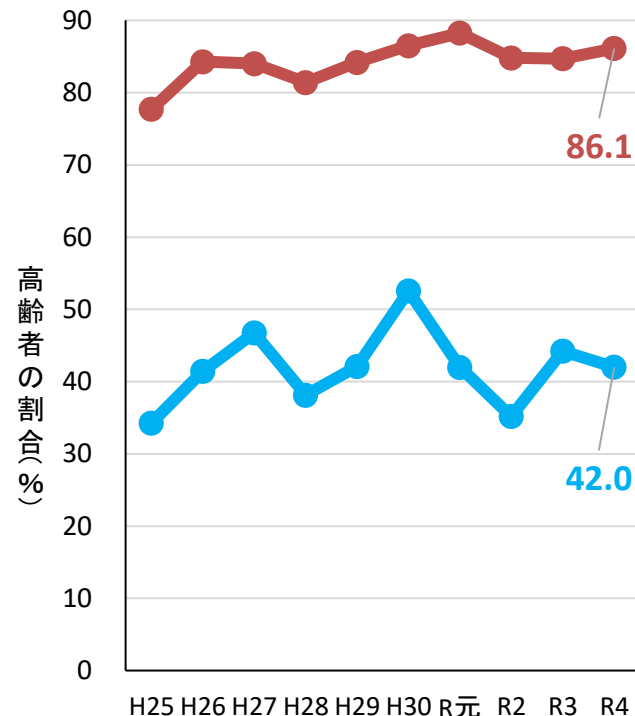
農作業死亡事故調査（農水省）

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業者 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）

死亡者における高齢者の割合



65歳以上の割合
80歳以上の割合

農作業死亡事故調査（農水省）

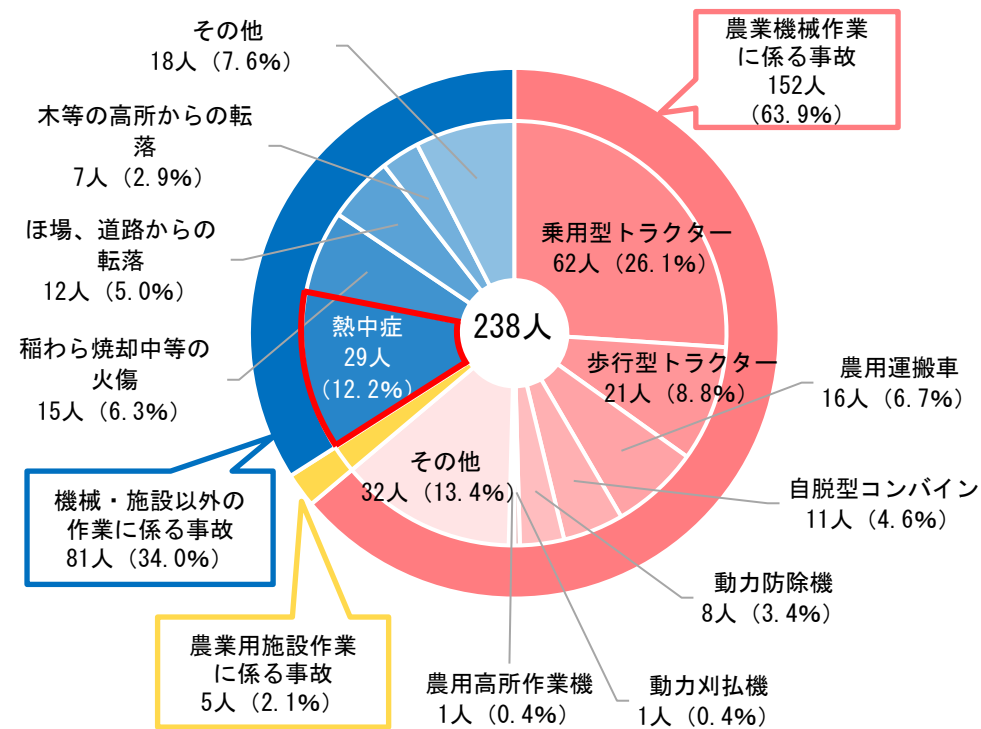
（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

令和4年に発生した農作業死亡事故の調査結果②（要因別分析）

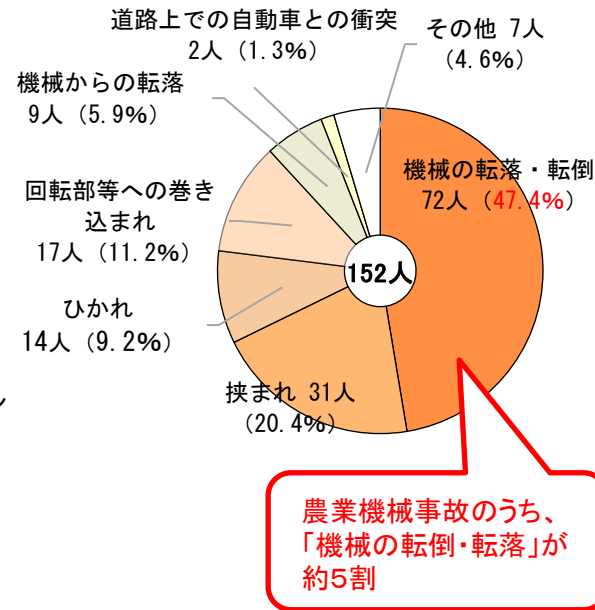
4

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が152人（全体の63.9%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が72人（機械事故の47.4%）と約半数を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が29人（全体の12.2%）と最も多く、農作業死亡事故に占める割合も増加傾向にあることから、機械作業対策に加えて、熱中症対策の強化が必要。

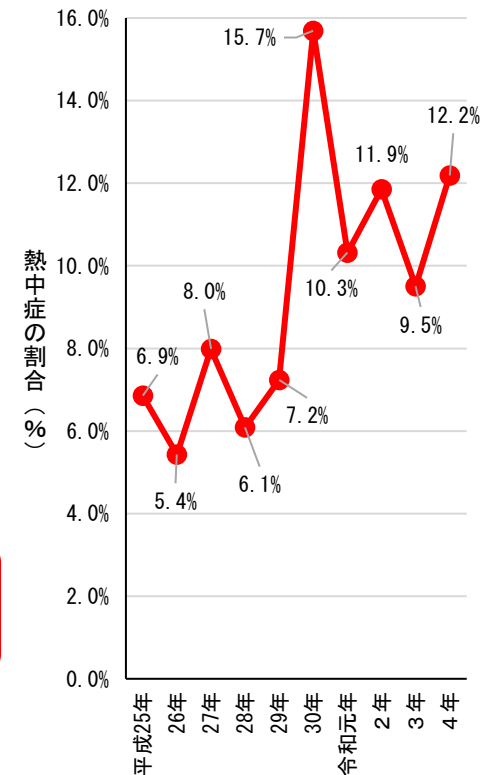
要因別の死亡事故発生状況（令和4年）



農業機械事故による死亡の要因（令和4年）



農作業死亡事故における熱中症の割合の推移（平成25年～令和4年）



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化**
 - (2) 安全性検査制度の見直し**
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1) 農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
 - (1) 事故事例に関する研修の充実・強化
 - (2) クロスコンプライアンスを通じた受講の徹底
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化
 - (1) 農作業安全推進協議会等の設置推進
 - (2) 農業者の積極的な取組紹介の強化

- 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しに係る基本的な事項は、農作業安全検討会の下に設置した安全性検査制度検討部会で議論。
- 本年7月8日に第6回安全性検査制度検討部会を開催し、主に令和7年度以降の安全性検査制度の運用案について検討。

安全性検査制度検討部会 開催要領

令和3年6月
令和6年6月改訂
農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の（3）の規定に基づき「安全性検査制度検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査の受検率の向上等を図るため、現行制度の見直しに向けた検討を行うこととする。

2 構成

- （1）検討部会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）検討部会は必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- （1）検討部会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- （2）検討部会における検討結果等は農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査制度検討部会 委員名簿

川口 尚	（一社）日本農業機械工業会 常務理事
木下 武志	株式会社クボタ 機械統括本部 機械業務部長
清川 智男	井関農機株式会社 開発統括部 認証グループ長
紺屋 秀之	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長補佐
齋藤 剛	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 部長
坂本 俊憲	ヤンマーアグリ株式会社 品質保証部 部長
田中 啓晶	三菱マヒンドラ農機株式会社 技術本部 開発管理部 認証課・課長
手島 司	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長
長富 祥徳	株式会社サタケ 調製機事業本部 営業企画・サービス課長
藤盛 隆志	（一社）日本農業機械化協会 専務理事
松澤 圭介	株式会社ショーシン 技術部 部長
（オブザーバー）	
経済産業省 製造産業局 産業機械課	
（敬称略、50音順）	

(参考) 新しい安全性検査制度の基本的な枠組み (令和3年12月21日 第5回農作業安全検討会で確認)

- 令和3年8月、11月に行われた制度検討部会での議論を経て、新しい安全性検査制度における対象機種や開始時期などを定めた「新しい安全性検査制度の基本的な枠組み(案)」を作成し、第5回農作業安全検討会で確認。
- これに沿って、特に検討に時間を要する各対象機種の安全装備検査基準を中心に、日農工(農機メーカー)、農研機構、農水省で検討を重ねてきたところ。

1 検査手続きの簡素化等

1 対象機種

- 乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機は、順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。
- スピードスプレーヤー(SS)については、別途分科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。

2 開始時期

- 乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。

3 書面審査

- 安全性検査の可否の判断を、実機検査に代えて書面で行う。
(ただし、依頼者が実機検査を希望する場合はこれも認める)
- 書類や申請手続きを簡素化する。

4 製品アセスメント

- 検査実績が十分ではない機種は、対象機種から一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進める。

2 わかりやすさの向上・検査基準の明確化

- 新証票はシンプルなデザインとし、一般公募を通じて決定。
- 「安全装備検査基準」、「先進安全装備リスト」等の新基準は2019年基準を基本に検討。
- 基準の明確化に向けた勉強会の開催、基準適合・不適合事例の共有。

3 購買行動対応の強化

- WEB、パンフレットにおける合格証票の表示ルールを統一。
- 検査合格機を対象とした保険料の割引について事業者と協議。

4 その他(検査結果の有効期限)

- 旧基準合格機に対する証票貼付は、新基準適用開始後3ヶ年を限度。

(参考) 今後更に検討が必要な事項

- ① 量産直前の受検
- ② 年度末・年度当初に受検の申込みができない期間の短縮化
- ③ 事後検査の具体的手法等
- ④ 製品アセスメントの1機種目の選定
- ⑤ 書面審査の様式・添付書類及び検査手数料の水準
- ⑥ 基準の明確化に向けた勉強会の開催手法、基準不適合事例の共有手法
- ⑦ 検査証票の効果的な周知方法

新しい安全性検査制度における安全装備基準適用時期等（まとめ）

8

- 新しい安全性検査制度における新基準は、**乗用型トラクター等5機種を対象として令和7年度より適用**。また、旧基準の合格機への合格証の貼付は令和9年度を限度とする。
- 令和7年度以降、新基準が設定されない機種については、製造メーカー等の求めに応じて、**（国研）農研機構が行う「一般性能試験」**において旧基準等に基づく安全装備の状況を確認することも可能とする。

機 種	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
乗用型トラクター		新基準 (シートベルトリマインダ、インターロック機能等の追加)			
歩行型トラクター		新基準		(自動速度けん制装置等の追加)	
自脱型コンバイン		新基準		(インターロック機能等の追加)	
乗用型田植機		新基準		(インターロック機能等の追加)	
乾燥機（穀物循環型）	旧 基準	新基準 (昇降用はしごの構造要件等の追加)			
スピードスプレヤー	合格証の貼付は令和9年度まで				新基準 (内容・時期等は検討中)
上記以外の機種		一般性能試験 （旧基準等に基づき安全装備の状況を確認） 確認済みの機種は何かの方法で公表を行う予定			

- ※1 令和7年度から新基準を適用する5機種は、令和9年度以降に適用される機能を含めて令和7年度に基準を示し、基準適用年度以前から前倒しで受検を行えるようにする。
- ※2 令和7年度以降に適用される新基準については、受験後に基準の変更があった場合、変更前の合格機への合格証の添付は基準変更年度から起算して3年度を限度とする。
- ※3 上記6機種以外の機種についても、「安全性能アセスメント」等の結果を踏まえて新基準を検討し、可能なものから、順次、新基準を設定するものとする。

安全性検査制度の見直しの進捗状況

- 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しについては、令和3年12月の第5回農作業安全検討会で確認された「新しい安全性検査制度の基本的枠組み」に沿って、具体化に向けた検討を展開。

新しい安全性検査制度の基本的枠組みの進捗状況

1 検査手続きの簡素化等		
検討項目		進捗状況
(1) 対象機種	乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機は順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。	- 令和7年4月より新たな安全装備検査基準の運用を開始予定。 - 対象機種は5種（乗用型トラクター、歩行型トラクター、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物循環型））
	スピードスプレヤー（SS）については、別途分科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。	- 令和9～11年に、SSを新たな安全装備検査の対象とするよう、検討会において議論中。 - 詳細は、スライド13で説明。
(2) 開始時期	乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。	左記の通り進行中。
(3) 書面審査	安全性検査の可否の判断を、 実機検査に代えて書面 で行う。（ただし、依頼者が実機検査を希望する場合はこれも認める）	- 議論の中で、書面審査の全面適用は困難という結論。今後の方向性を議論済。 - 詳細は、スライド14で説明。
	書類や申請手続きを 簡素化 する。	- 書面審査の方向性と合わせて検討済。 - 詳細は、スライド14で説明。
(4) 製品アセスメント	検査実績が十分ではない機種は、対象機種から一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進める。	- 令和4～5年度に農水省の委託事業にて農用運搬車に係る安全性能評価基準の策定、供試機の評価を実施、公表済。 - 令和6年度からは、農用高所作業機に係る同様の取組を実施。 - 詳細は、スライド18で説明。

2 わかりやすさの向上・検査基準の明確化

検討項目	進捗状況
新証票はシンプルなデザインとし、一般公募を通じて決定。	- 既存の他のデザインと類似することを回避するため、専門家（デザイナー）へ発注済み。 - 詳細は、スライド16で説明。
「安全装備検査基準」、「先進安全装備リスト」等の新基準は2019年基準を基本に検討。 ※ 先進安全装備リストとは、基準では求めないが安全に作業を行う上で効果があると認められた機能・装備のリスト	「安全装備検査基準」は、2019年基準を基本に、農研機構・農機メーカーと協議を重ね、ほぼ固まった状態。 「先進安全装備リスト」は、検査数やメーカーからの要望に応じて検討の上、都度追加。
基準の明確化に向けた勉強会の開催、基準適合・不適合事例の共有。	- 農研機構は、安全装備検査基準に係るQ&Aや判定事例を公表し、都度更新。 ※まずは、令和6年度中に、安全キャブ・フレーム検査での判定事例を公開する予定。 - 安全装備検査において、基準や判定に疑義が生じた場合に備え「適合・不適合確認テーブル」、「基準等調整テーブル」を導入。

3 購買行動対応の強化

WEB、パンフレットにおける合格証票の表示ルールを統一。	- 原則、合格証票は各メーカーHP（各型式の紹介ページのトップページ等）やパンフレット（表紙等）の見やすい位置に合格証票を掲載。 - 農水省は、これを「原則ルール」として実施することに向け、関係機関と調整予定。
検査合格機を対象とした保険料の割引について事業者と協議。	- JA共済では、令和5年1月より、自動車共済において安全性検査に合格した型式について、共済掛金を9%割引としている。 - 令和7年4月以降は安全性検査の対象機種から外れる機種については、一般性能試験で対応し、同様の割引を適用。（調整中）

4 その他（検査結果の有効期限）

旧基準合格機に対する証票貼付は新基準適用開始後3ヶ年を限度。	左記の通り。旧基準合格機に対する証票貼付は令和10年3月まで。
--------------------------------	---

安全性検査制度の見直しの進捗状況（続き）

（参考）今後更に検討が必要な事項

検討項目	進捗状況
① 量産直前の受検	・ 依頼者が、市販化前生産機と市販機における同一性を確保できるものについては、市販化前生産機での受検を認める。 ※市販時期、合格後の農研機構HP公表可能時期が明確な型式に限る。 ・ 詳細は、スライド14を参照。
② 年度末・年度当初に受検の申込みができない期間の短縮化	・ 事務処理期間の短縮化をするなどにより2週間程度にすることとする運用を行う。
③ 事後検査の具体的手法等	・ 農研機構が必要と認める場合において、安全性検査に合格した型式に対し、随時、事後調査を実施する。 ・ 詳細は、スライド14を参照。
⑤ 書面審査の様式・添付書類及び検査手数料の水準	・ 書面審査の検討と合わせて検討した。 ・ 詳細は、スライド14で説明。

- 転落・転倒事故や挟まれ事故が多く発生しており、安全装備検査基準の十分な検討が必要なスピードスプレー（SS）については、農作業安全検討会の下に安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会を設置して、具体的な対応を検討。

安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会 開催要領

令和4年1月
令和4年5月改訂
令和5年4月改訂
令和6年5月改訂
農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の（3）の規定に基づき、「安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査における基準の見直しに向けて、スピードスプレーが具備すべき安全性能に関する検討を行うこととする。

2 構成

- （1）分科会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）分科会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- （1）分科会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- （2）分科会における検討結果等は、農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会 委員名簿

川口 尚	（一社）日本農業機械工業会 常務理事
紺屋 秀之	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長補佐
齋藤 剛	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 部長
手島 司	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長
藤盛 隆志	（一社）日本農業機械化協会 専務理事
松澤 圭介	（株）ショーシン 技術部 部長
宮原 一昭	（株）やまびこ 製品開発本部 開発第四部 開発第三課 主査
湯浅 一康	（株）丸山製作所 品質ものづくり統括部 技術課長

（オブザーバー）
経済産業省 製造産業局 産業機械課

（敬称略、50音順）

スピードスプレイヤー（SS）の安全対策の検討状況

- 令和6年6月に第4回基準検討部会SS分科会を開催し、第3回SS分科会にて示された転落・転倒及び挟まれ対策の安全対策骨子の具体化を議論。
- SS用ROPSの強度試験について、令和7年度中の基準化を目指し、メーカーと農研機構で研究コンソーシアムを組み、速やかに検証試験等を行う予定。
- 運転者に危害が及ばない構造については、各メーカーで検討していく。
- 枝下空間条件の具体的な算出方法として、「座面から100cm上方までの空間を座面幅にわたって確保する」との考えをもとに、パンフレット等に記載して現場に周知していく方向で検討。

「転落・転倒」安全対策骨子

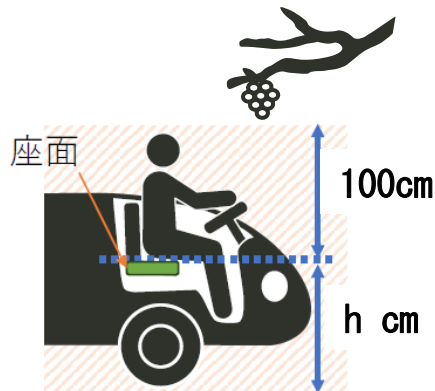
トラクターのROPS強度試験をベースとした、SSのROPS（安全キャブ・フレーム）強度試験に適合するROPS及びシートベルト（シートベルトリマインダー含む）を装備するという考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

「挟まれ」安全対策骨子

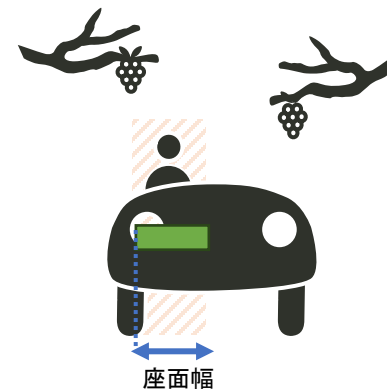
取扱説明書等で使用者に対して、作業道における安全に作業可能な枝下高や枝下の空間条件等（以下「枝下空間条件」という。）を提示する、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

当該型式が規定する枝下空間条件を満たさない位置にある枝等によって運転者に危害が及ばない構造であること、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

高さの考え方



幅の考え方



根拠：ISO/TR 7250-2 2010

技術設計のための基本的な人体測定

—第2部ISO加盟国それぞれの身体測定の統計概要

7.4 日本 表6

4.2.1 男性座高 95パーセンタイル：96.4cm

- 安全性検査の受検率の向上に向け、中間とりまとめにおいて「農業機械メーカーにおける人的・経済的な負担が小さい」ため、「書類等を（国研）農研機構が審査することで可否を判定する仕組みを導入するなど、検査の適正性は確保しつつ手続きを簡素化するとともに、検査手数料を低減する手法について検討」することとされたところ。
- 農研機構及び農機メーカーとの協議を経て、
 - ① 書面と組み立て後の実機に差異が生じることが避けられない実情を踏まえ、引き続き実機検査を基本とせざるを得ないものの、実機検査省略の対象範囲の拡大や合格後の構造変更に係る手続きの簡略化、リモート確認手法の導入等を通じて、負担の軽減を図るとともに、
 - ② 上記の対応を通じて、検査手数料及び農業機械メーカーにおける関係コストの削減を図ることとする。

令和7年4月以降の安全性検査制度 変更点概要

● 量産化前受検

- ✓ 安全装備に係る確認項目について、市販化前生産機と市販機における同一性を確保できるものに限り、量産化前受検を行う。
※市販時期、合格後の農研機構HP公表可能時期が明確な型式に限る。
- ✓ 量産化前受検に合格した型式においては、量産された市販機の代表型式の構造調査表の提出を求める。

● 書面審査

（適用拡大）

- ✓ 代表型式と同等の構造・装備を有する型式は、実機確認を省略し、書面審査のみの実施とする。

（簡略化）

- ✓ 安全性検査（安全装備検査）合格機の構造変更において、安全装備確認項目以外の変更であれば、構造変更届出書の提出を求めない。
- ✓ 安全装備検査におけるタイヤ違いや色・装飾等のデザイン違い等の細かい仕様の変更点については、写真の提出を求めない。
- ✓ 安全装備検査における同一型式の区分違いや実機確認の省略が認められた型式は、CAD図等を写真に代えての書面審査も許容する。

● 検査の簡略化・検査手数料の低減

- ✓ 安全キャブ・フレーム検査において、要件を満たした場合、企業内での立会検査制度を導入する。（機材運搬費等を低減）
- ✓ 安全性検査（安全装備検査）合格機の構造変更において、農研機構が可能と判断した場合、リモート確認（リアルタイム）を導入する。（機材運搬費等を低減）
- ✓ 安全性検査（安全装備検査）合格機の構造変更において、OEM機や実機確認を省略した型式は、検査手数料を減額又は無償とする。

● 事後調査

- ✓ 農研機構が必要と認めた場合、随時事後調査を実施する。主に、量産化前受検で合格した型式、書面審査により実機確認を省略した型式、構造変更のため書面審査とした型式等を対象に実施予定。事後調査の費用はメーカーに求めず、農研機構の経費とする。

令和7年度からの検査受検料減額のイメージ図

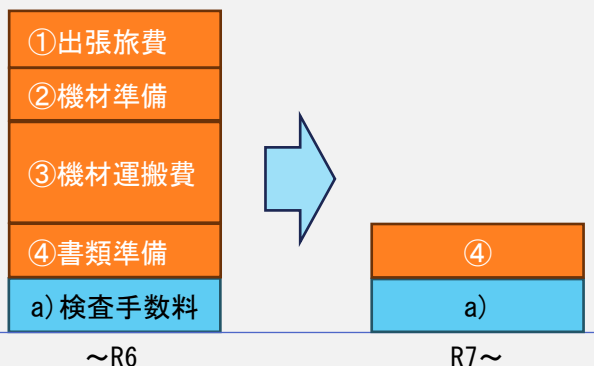
- 新たな安全性検査の令和7年度からの検査手数料減額のイメージを以下に示す。
- 書面審査や企業内立ち合い検査、構造変更の実機確認にリモート確認（リアルタイム）などを導入する。

赤字：R7から導入する運用制度

 メーカー検査準備費用等
 農機研に支払う費用

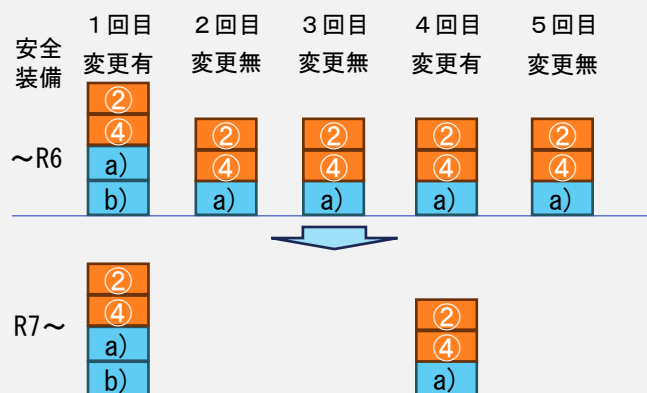
1. 書面審査（適用範囲拡大）

代表型式及びこれと同等の構造・装備を有する型式が同時に受検しない場合においても省略型式とめられる型式については、実機確認を省略し、書類審査を実施する。



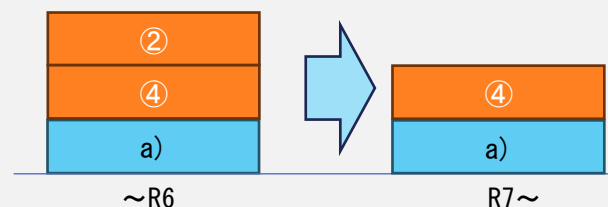
1. 書面審査（回数減）

安全装備検査合格機の安全装備確認項目以外の構造変更については、都度構造変更届出書の提出を求めない。



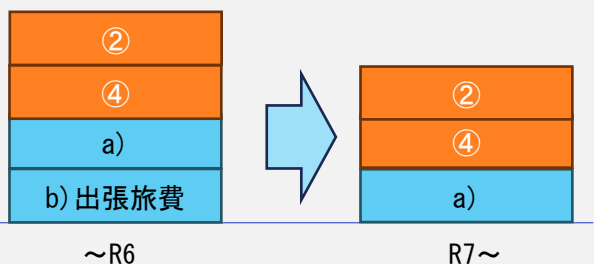
1. 書面審査（簡略化）

安全装備検査における安全性検査依頼書添付資料において、タイヤ違いや色・装飾等のデザイン違いなどの細かい仕様については、写真の掲載を求めないこととする。同一型式の区分違いや実機確認の省略が認められた型式については、外観の4面写真でなくCAD図等も可として、書面審査を実施する。



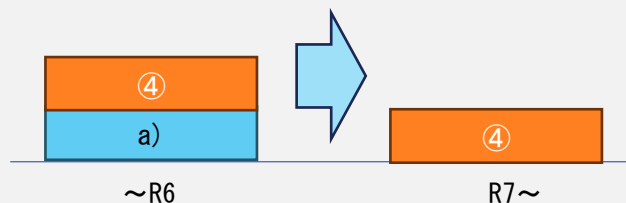
2. 検査手数料（出張経費削減）

安全性検査（安全装備検査）合格機の構造変更等において、変更箇所等の確実な確認が可能と判断できる場合には、リモート確認（リアルタイム）を導入する。



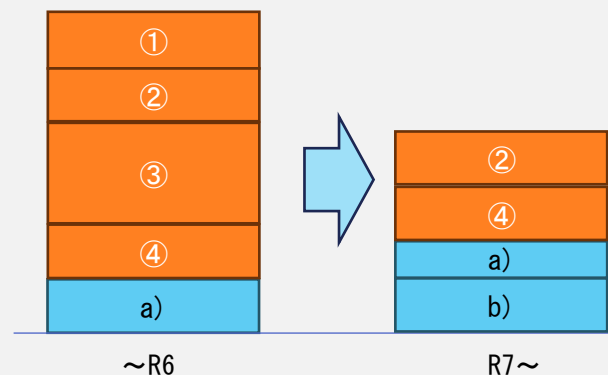
2. 検査手数料（減額又は無償）

安全性検査（安全装備検査）合格機の構造変更の際、シリーズ機やOEM機など実機確認を省略した型式については、手数料を減額又は無償とする。



2. 検査手数料（低減）

安全キャブ・フレーム検査に、企業内での立会い検査制度を導入（一定条件あり）。



- 令和7年度からの安全性検査合格証票について以下の意見が挙げられ、農機研から提示された図案の中から選定することとしたい。

前回までの
検討委員会での意見

- ・ まじめなデザインになりがちだが、**キャッチーなもの**
- ・ 農業者に**関心を持ってもらえる**、話題になるもの（例：メーカキャラクタとのコラボ等）
- ・ **農業者がステッカーを欲しい**と思いきうような認識しやすいもの
- ・ 旧検査合格証票と**一目で違いが分かる**ようなデザイン

メーカー各社からの
意見

- ・ **シンプル**（グラデーション無し、使用色少なめ）で印刷に**コストのかからないデザイン**
- ・ **文字を大きくし、記載事項の視認性を高めたもの**
- ・ 楕円は貼付時に水平垂直が取りづらいため、**四角形のもの**

安全性検査
制度検討部会
での意見

- ・ **検査基準年**を証票に入れるべき

令和6年度までの証票



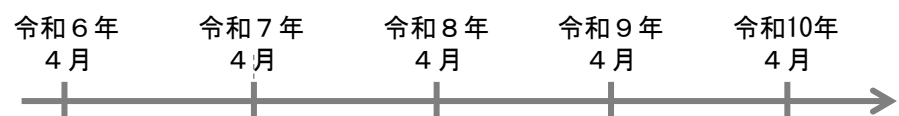
農作業安全検討会委員、メーカー各社からの意見を参考に農機研から提示された図案を一部抜粋、および追記
※のキャラクターは、メーカーに追加の有無、自由な差し替えを可とする想定



購買行動対応の強化（補助事業等における要件化）

- 第7回農作業安全検討会（令和5年3月）において、2025年（令和7年）基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助事業等の要件とすることを検討。
- 安全性検査対象機種（農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型））について、令和7年4月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択することを想定。

安全性検査合格要件のイメージ



国内製造の農機



補助導入

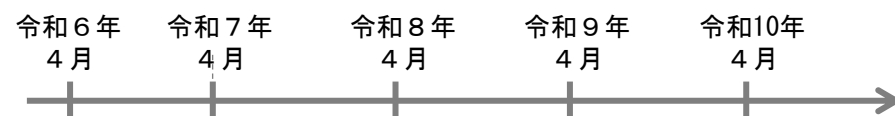
令和7年4月以降に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年8月に補助事業で導入する場合
⇒安全性検査の合格機であることを要件とする。



補助導入

令和7年3月以前に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年4月に補助事業で導入する場合
⇒安全性検査の合格機であることは求めない。

国外製造の農機



補助導入

国外において令和7年4月に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年8月に補助事業で導入する場合
⇒安全性検査の合格機であることを要件とする。



補助導入

国外において令和7年3月以前に新たに発売された型式のトラクターを、令和7年4月に補助事業で導入する場合
⇒安全性検査の合格機であることは求めない。



：型式発売時を指す

製品アセスメントの実施状況

- 令和4～5年度において、農用運搬車に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法を開発し、市販されている代表的な型式として18型式分の製品アセスメントを実施し、結果については、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにするため農水省HPに掲載。
- 今後、安全性検査の対象機種として追加していくことも含め、安全性確保策について農研機構、メーカー等と検討していく予定。
- 令和6年度は、農用高所作業機に係る安全性能評価を行うための試験・評価手法の策定に取り組むこととしている。

【供試機が具備するその他の安全性能等についての確認結果事例（安全装備検査2018年基準）】

安全装備検査2018年基準安全装備確認項目（抜粋）	基 準	解 説	供試機①	供試機②	供試機③	供試機④	供試機⑤	供試機⑥	供試機⑦	供試機⑧	供試機⑨	供試機⑩	供試機⑪	供試機⑫	供試機⑬	供試機⑭	供試機⑮	供試機⑯	供試機⑰	供試機⑱
1. 可動部の防護	(1) 次の可動部は、作業者に危険を及ぼすおそれのないよう防護されていること。②ブリー、フライホイール、歯車（摩擦伝動装置を含む）、ケーブル、スプロケット、ベルト、チェン、クラッチ、カップリング。⑤その他挟圧又は切断等のおそれがある部分。	12) 走行部①通常の作業位置において作業者が車輪等に巻き込まれないように泥よけ、フートプレート等によって隔てられていること。②タイヤとフェンダーの間隙は50mm以上であること。	要改善	要改善		要改善	要改善		要改善		要改善	要改善			要改善	要改善	要改善		要改善	
3. 安全装置	(1) 動力による始動装置又は自動減圧装置付きのリコイルスタータを有する機関を動力源とするもの又は動力の断続に遠心クラッチを用いるものにあつては、原動機の起動時に作用部が作動しない構造であること。ただし、作業者に危険を及ぼすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。		要改善	要改善		要改善			要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善	要改善		要改善	要改善
6. 運転操作装置	(1) かじ取り装置、変速レバー、ブレーキ、クラッチ、スイッチ等の運転・操作装置は、通常の作業位置で安全、かつ容易に操作できるよう配置されていること。また、その装置の有する機能、操作方法等が明確に表示されていること。	2) ④乗用型機械のアクセルレバーは、運転者の前方かつ右側で手が容易に届く範囲にあること。				要改善														

【安全装備検査2018年基準】安全装備検査は農研機構が実施する農業機械安全性検査の一つ。17個の安全装備確認項目があり、基準と解説から成る

【安全装備確認項目】確認項目は他に「2. PTO軸、動力取入軸及びPTO伝動軸の防護」「4. 制動装置」「5. 運転席及び作業場所」「7. 機体転倒時の運転者保護装置」「8. 作業機取付装置及び連結装置」「9. 高温部の防護」「10. 突起部及び鋭利な端面等の防護」「11. 飛散物の防護」「12. バッテリーの防護」「13. 安定性」「14. 作業灯」「15. 安全標識」「16. 取扱性」「17. その他」がある

※1 ここには供試機18型式が明らかに基準に適合していないと考えられた確認項目・基準・解説を一部抜粋して表示している。※2 供試機名及びメーカー名は公表中。

<対策のポイント>

より安全な農業機械の普及促進を図るため、新機種における**農業機械の安全性能評価を行うための試験・評価手法を確立**します。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

農業機械の安全性能評価を行うことで、メーカーに対し安全性の高い農業機械の開発を促すとともに、農業者が安全性の高い農業機械を選択しやすい環境を整備し、安全な農業機械の普及促進を図ります。

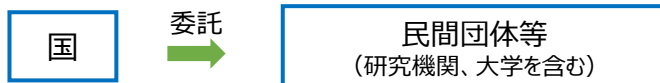
① 試験手法の確立

令和5年度に実施した新機種に係る事故実態の分析結果を踏まえ、事故発生時の安全性能評価や事故の発生を未然に防ぐ予防安全性能評価を行うためのデータを収集し、具体的な試験手法を確立します。

② 評価手法の確立

収集したデータに関して、農業機械の安全性適合範囲の評価基準を作成するなど、評価手法を確立します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 試験手法の確立

<事故発生時の安全性能評価>



墜落抑止用器具



非常停止装置

<予防安全性能評価>



転倒角試験



自動停止装置

データ収集



試験手法
の策定

② 評価手法の確立



○●性能評価 △△性能評価 ××性能評価

収集したデータ



評価基準
の策定